

「課題は必ずしも全部が部落差別の結果と捉えることはできない」と明記！

◆参考：対象地域における部落差別の影響の把握について(抜粋)

対象地域の所在地名は大阪府個人情報保護条例において、社会的差別の原因となる恐れのある個人情報として取り扱われており、原則として収集禁止とされているほか、個人情報の外部への提供が原則として禁止されている。

特別対策としての同和対策事業が終了した現在においては、調査対象者に対して、居住地が対象地域であることを教示し、対象地域出身者であるか否か、差別体験があるか否かとのセンシティブな情報を収集する調査を実施することは困難である。

また大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例では、興信所、探偵社業者及び土地調査等を行うものに対して対象地域に関する調査・報告を規制している。

規制当局である大阪府が行うことは不適切である。

実態把握の結果及び専門意見から推認できること

「行政データを活用した実態把握」及び「国政調査を活用した実態把握」の結果ならびに専門委員から聴取した意見から、下記のとおり推認できる。

○対象地域で見られる課題の現れ方は多様であり、一括りにすることはできない。

○対象地域と同様の課題の集中が、対象地域以外にも見られる。

○対象地域で見られる課題は、必ずしも全てが部落差別の結果と捉えることはできない。

(府文書の原文のまま)

専門委員の意見では「同和問題に限って格差是正策や貧困対策をするということもなく、全ての人をカバーする施策を行うことが基本」「平成13年度答申の『これまでの同和地区の課題は同和地区固有の課題であった』という認識は妥当性を欠いていた」と指摘されています。

まちづくり、住宅政策の失敗という意見も出されていました。

一部の専門委員からは「対象地域の住民に被差別体験の有無や転出入の理由を聞き取る調査が必要」という声が出されましたが、大阪府は、そんなことはできないとはっきり否定しました。(左に掲載◆参考)

住宅政策の失敗という観点をふまえ厳しく検討を

府は問題解決した街とはどんな地域を想定してきたのか

地域にさまざまな課題の生まれる要因の一つに公営住宅問題があります。住宅政策の失敗という観点を踏まえることが必要です。部落問題が解決された街とはどんな地域を想定して来たのかが問われます。

法的根拠のなくなった地域を「旧同和事業対象地域」として位置づけ、行政データと国政調査のデータを活用して比較分析することによって課題にせまるということに、そもそも無理があります。

格差と貧困に苦しむ多くの府民の命と暮らし、未来をはぐくむ施策こそ求められています。